

～ 国民年金からのお知らせ～

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分までの国民年金保険料は、月額 15,250 円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、東通村または年金事務所の国民年金窓口へご相談ください。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30 歳未満）納付猶予制度」がありますので、東通村国民年金担当窓口または年金事務所で手続きをしてください。

平成 26 年度の免除等の受付は平成 26 年 7 月 1 日から開始され、平成 26 年 7 月分から平成 27 年 6 月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、今年 4 月から法律が改正され、2 年 1 カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、東通村国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

平成 26 年面積調査実施のお知らせ

農林水産省では国民の皆様生命の源である食料を安定的に供給する重要な使命を担っていますが、その使命を果たしていくため、基本的な情報となる面積調査や収穫量調査等を実施しています。

【 調査の概要 】

面積調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)及び作物統計調査規則(昭和 46 年農林省令第 40 号)に基づき基幹統計調査として毎年実施される作物統計調査の一環であり、農林水産省の各地域センター職員・統計調査員が、無作為に抽出した標本単位区内の田耕地、畑耕地、水稻作付地、主要作物作付地及び不作付地等の現況を 1 筆毎に確認するものです。

調査にあたっては、農林水産省職員ができるだけ調査地周辺にお声がけを実施し、お問い合わせについては現場でお答えするなどご不信を招かないようにいたします。また、ご不明な点などがありましたら、東北農政局青森地域センターまでご連絡ください。

<問合せ先>東北農政局青森地域センター ☎017-734-5514